

9 金融
ウ 証券

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
銀行等における投資信託等の窓口販売業務における上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱い制限の撤廃 (金融庁)	ETF(株価指数連動型上場投資信託)について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行う。	政令公布	措置(4月施行)			(金融庁) 証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第69号。平成14年4月1日施行)により、ETFについて、登録金融機関における窓口販売を行えることとした。	

エ 保険

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 (金融庁)	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討を開始する。	検討開始				(金融庁) 金融審議会第二部会中間報告(平成13年6月26日)における「内部的な管理の徹底や第三者への対抗要件の具備、受託者責任の明確化等、リスク遮断の厳格化のための措置を講じた上で、このような措置が講じられた特別勘定で経理される資産に対する特別先取特権を付与することについて、検討を進めるべきである。」との趣旨を踏まえ多面的な検討を行っている。	
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討を開始する。	検討開始				(金融庁) 特別勘定で経理されていた資産を現物資産のまま振り替えることが保険契約者の公平性の観点から適当なのかどうかという観点や、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約であるという性格を踏まえ、直接投入した場合に問題が生じないかという観点に留意しつつ、検討を開始している。	
保険商品審査期間の短縮 (金融庁)	保険商品の審査期間について、認可申請および届出の内容に応じ短期間の審査が可能であるものを類型化し、それらについては現行90日の認可にかかる標準処理期間及び届出にかかる審査期間をそれぞれ	措置(3月改正)				(金融庁) 金融庁事務ガイドラインにおいて、保険商品の審査期間については、認可申請及び届出の内容に応じ短期間の審査が可	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	れ60日に短縮し、所要の措置を講ずる。 また、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。				13年度以降逐次実施	能であるものを類型化し、これらの標準処理期間・審査期間を原則として90日から60日に短縮した。(平成14年3月25日改正) また、上記に加え、金融庁事務ガイドライン(平成14年3月25日改正)の新設項目において、「商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努めるものとする」と明記し、その実施に努めているところ。	
保険商品審査基準の透明性確保(金融庁)	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	逐次実施				(金融庁) 平成13年7月の金融庁事務ガイドラインの改正により、商品内容の審査基準の明確化の措置を行ったが、なお一層の審査基準の透明性確保のため、「届出内容評価表」及び「認可申請内容評価表」について、項目・記載内容を充実すべく検討しているところ。	
企業向け保険商品の普通保険約款の自由化(金融庁)	現在、外国における事業活動に伴う損害賠償責任保険等ごく一部についてのみ認めている普通保険約款の自由化について、これを外国又は国際間において使用される他の種類の保険に対しても拡大することについて検討する。	検討	検討			(金融庁) 普通保険約款の自由化については、総合規制改革会議答申を踏まえて検討を行い、平成13年度中に拡大を行った。(平成14年3月25日事務ガイドライン改正)	
銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和(金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。	一部措置済	一部措置検討	結論・措置		(金融庁) 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成13年内閣府令第13号)により、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険、海外旅行傷害保険の販売を解禁。(平成13年4月1日施行) さらに、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃する。(保険業法施行規則の一部改正。平成14年10月1日予定)	